

I 最近の水道行政の動向について

1. 地方分権について

①委員会勧告と閣議決定の関係

地方分権改革推進委員会の勧告を受け、平成 21 年 12 月 15 日に「地方分権改革推進計画」、平成 22 年 6 月 22 日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定されている。

それぞれの閣議決定を受けて地域主権一括法の第 1 弾が 5 月 2 日に、第 2 弾が 8 月 30 日に公布された。

②地方分権改革推進計画関係の対応

地方分権改革推進計画を受け、水道法施行規則の改正を行った。

水道事業者が地方公共団体である場合には、

- ・水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
- ・水道事業経営に関する意志決定を証する書類

の提出を不要とした。

また、水道事業が他の水道事業を全部譲り受ける場合の提出資料の簡素化の対象を、全ての地方公共団体に拡大した。

これにより、譲り受けの認可の際の提出書類は、

- ・市町村の同意（市町村以外の際のみ）
- ・給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等
- ・水道施設の位置を明らかにする地図

のみとなった。

さらに、軽微な変更の該当する要件である、給水人口の増加の基準である 5000 人については、廃止し、1 %については 10%に緩和したとともに、給水量の増加の基準である 2500m³については、廃止し、1 %については 10%に緩和した。加えて、取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とした。対象は河川水の場合である。

他にも上記に伴う所要の改正を行い、10 月 3 日に公布、即日施行とした。円滑な施行に協力をお願いします。

③地域主権戦略大綱関係の対応

地域主権戦略大綱を受け、水道法の改正を行った。

水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準を、水道事業等を営む地方公共団体が制定する条例に委任した。水道法施行令第4条を参酌し、各地方公共団体において条例の制定をお願いする。

また、水道技術管理者の資格に関する基準（法19条第3項）についても、水道事業等を営む地方公共団体が制定する条例に委任した。水道法施行令第6条を参酌し、各地方公共団体において条例の制定をお願いする。

以上の改正は、平成24年4月1日から施行とした。

都道府県知事が処理している、保健所設置市を除くすべての市における専用水道の給水開始の届出受理等について、すべての市へ移譲した。

また、都道府県知事が処理している、保健所設置市を除くすべての市における簡易専用水道の給水停止命令並びに報告の徴収及び立入検査についても、すべての市へ移譲した。

なお、町村の専用水道及び簡易専用水道についての事務については、従前どおり都道府県知事が処理する。

以上の改正は、平成25年4月1日から施行とした。

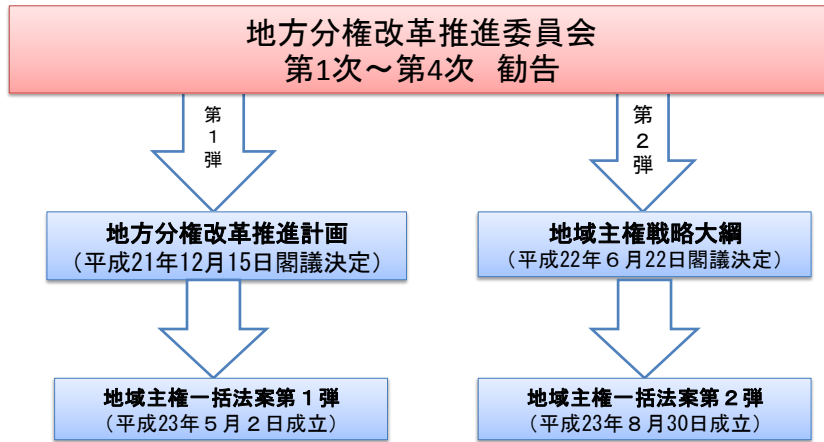
これら水道法改正についても、円滑な施行に協力をお願いする。

④一括交付金関係の対応

市町村分の投資補助金については、平成24年度以降に一括交付金化を導入することとなっており、水道施設整備費についても今後の予算編成過程の中で十分に議論を重ね、その方針を決定する。

※都道府県分の水道施設整備費は平成23年度から一括交付金化されている。

委員会勧告と閣議決定の関係について



1

地方分権改革推進計画への対応①

事業認可申請書類の簡素化(水道法施行規則関係)

- 水道事業者が地方公共団体である場合には、
 - ・水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - ・水道事業経営に関する意志決定を証する書類の提出を不要とする。
- 水道事業者が地方公共団体で、当該水道事業が他の水道事業を全部譲り受ける場合には、規則第1条の2第1項にかかわらず、
 - ・市町村の同意(市町村以外の際のみ)
 - ・給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等
 - ・水道施設の位置を明らかにする地図を申請書の添付書類とする。

2

地方分権改革推進計画への対応②

軽微変更の範囲の拡大(水道法施行規則関係)

- 水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更について以下のいずれにも該当しない場合は軽微な変更とする。
 - ✓ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するもの
 - ✓ 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の $\frac{1}{10}$ を超えるもの(現在は $\frac{1}{100}$)
 - ✓ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の $\frac{1}{10}$ を超えるもの(現在は $\frac{1}{100}$)
- 取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とする。(対象は河川水の場合。)

平成23年10月3日公布、即日施行

3

地域主権戦略大綱への対応①

義務付け・枠付けの見直し(水道法関係)

- 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- 水道技術管理者の資格に関する基準(法19条第3項)を、条例(制定主体は水道事業等を営む地方公共団体)に委任する。なお、条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

平成24年4月1日施行

4

地域主権戦略大綱への対応②

権限移譲(水道法関係)

- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している専用水道の給水開始の届出受理等(水道法(昭32法177)34条1項)について、すべての市へ移譲する。
- 都道府県知事並びに保健所設置市及び特別区の長が処理している簡易専用水道の給水停止命令並びに報告の徴収及び立入検査については、すべての市へ移譲する。

平成25年4月1日施行

5

一括交付金化について

平成24年度概算要求については、従前の通り、補助金として要求したところ

(都道府県分の水道施設整備費は平成23年度から一括交付金化 別添参照)

(単位:百万円)

区分	平成23年度 予算額	平成24年度 概算要求額	うち、 復旧・復興枠	対前年度 増△減額	対前年度 比率(%)
水道施設整備費	4 1,6 4 4	1 6 0,7 2 0	1 2 5,0 4 4	1 1 9,0 7 6	385.9
簡易水道	1 6,8 9 8	2 4,3 8 1	6,7 2 8	7,4 8 3	144.3
上水道	2 4,7 0 7	3 0,9 9 0	1 3,4 1 2	6,2 8 3	125.4
指導監督事務費	-	5 8	0	5 8	-
補助率差額	6	5	0	△ 1	90.0
調査費	3 3	3 6	4	3	107.8
災害復旧費	0	1 0 5,2 5 0	1 0 4,9 0 0	1 0 5,2 5 0	皆増
(東日本大震災の復旧費を除いた場合) 水道施設整備費	4 1,6 4 4	5 5,8 1 6	2 0,1 4 0	1 4,1 7 2	134.0

注):厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)計上分の総計

6

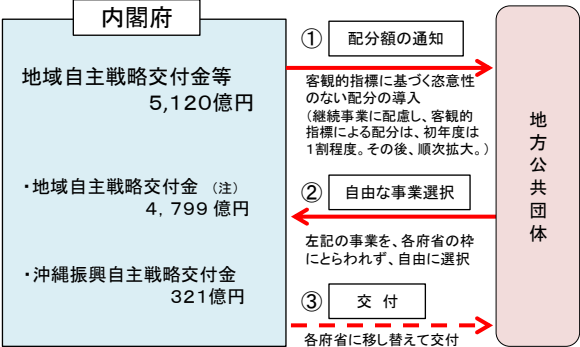
地域自主戦略交付金 平成23年度予算額 5,120億円

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」等を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

＜対象事業＞

- ・社会資本整備総合交付金の一部
(国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部
(農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部
(警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部
(文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助(経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部(環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金(環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金(総務省)

＜スキーム＞



(注)このうち、北海道分269億円程度、離島分103億円程度、奄美分33億円程度。
なお、金額は配分予定額の一部。使途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。